

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第7条の2 市長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額と当該給料月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に <u>100分の242.5</u> を乗じて得た額とする。	第7条の2 市長等の期末手当の額は、第3条に規定する給料月額と当該給料月額に100分の20を乗じて得た額とを合計した額に <u>100分の245</u> を乗じて得た額とする。	字句の改正

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 2 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の2の規定の適用については、同条中「100分の245」とあるのは「100分の247.5」とする。

（提案理由）

武蔵野市特別職の職員に係る期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。